

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	川崎市会計室出納課が源泉徴収義務者として取りまとめる源泉徴収所得税等に係る源泉徴収事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、源泉徴収所得税等に係る源泉徴収事務並びに法定調書作成事務(会計室出納課取りまとめ分)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

当該事務においては、複数の源泉徴収義務者によって行われており、利用するファイルが異なることや毎年1月末までに本事務に係る法定調書を関係機関へ提出する手続きを源泉徴収義務者ごとに実施していることから、本評価書においては会計室出納課取りまとめ分における源泉徴収所得税等に係る源泉徴収事務に関するものとする。

## 評価実施機関名

神奈川県川崎市長

## 公表日

令和6年3月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	川崎市会計室出納課が源泉徴収義務者として取りまとめる源泉徴収所得税等に係る源泉徴収事務
②事務の概要	<p>○本事務は、報償費や委託料等に係る支払いに対して、支払いの対象者である源泉登録対象者から源泉徴収したものについて、例年1月末までに源泉徴収義務者ごとに法定調書を作成の上、税務署等の関係機関へ提出しなければならない、その法定調書に個人番号等を掲載する必要がある。(支払いを実施した所管課が、特定個人情報を収集するとともに、総合財務会計システムへマイナンバーを入力の上、源泉徴収所得税等を徴収する。)</p> <p>○番号法の規定に基づき、特定個人情報を次のとおり取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 報償費や委託料等に係る支払い対象課において、源泉登録対象者から個人番号を取得し、総合財務会計システムへ入力を行う。</li><li>2 法定調書を作成するためのファイルを作成の上、法定調書を税務署等の関係機関へ提出すると共に本人への交付も行う。</li></ol>
③システムの名称	総合財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
総合財務会計システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第4項</li><li>・所得税法第225条から第226条</li><li>・東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23法律第117号)第28条第1項</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	該当なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計室出納課
②所属長の役職名	出納課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"><li>・会計室出納課 住所: 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3334</li><li>・総務企画局コンプライアンス・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所: 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108</li></ul>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"><li>・会計室出納課 住所: 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3334</li></ul>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ○ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ○ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所屬長)	渡邊 光俊	山本 奈保美	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	(省略) 総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成27年1月31日時点	平成28年1月27日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成27年1月31日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年1月27日時点	平成29年1月31日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所屬長の役職名)	山本 奈保美	出納課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成29年1月31日時点	平成30年1月31日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か)	500人以上	500人未満	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成30年1月31日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しいき値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	II しいき値判断項目(3. 重大事故)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成30年1月31日	令和3年9月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月11日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成30年1月31日	令和3年9月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第3項 ・所得税法第57条第2項、第225号から第228条の3の2 ・東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平23法律第117号)第28条第1項	・番号法第9条第3項 ・所得税法第225条から第226条 ・東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平23法律第117号)第28条第1項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和3年9月1日	令和4年9月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か)	500人未満	500人以上	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II しいき値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和3年9月1日	令和4年9月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第3項 ・所得税法第225条から第226条 ・東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平23法律第117号)第28条第1項	・番号法第9条第4項 ・所得税法第225条から第226条 ・東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平23法律第117号)第28条第1項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求)	・会計室出納課 住所: 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3334 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所: 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・会計室出納課 住所: 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3334 ・総務企画局コンプライアンス・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所: 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しいき値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和4年9月1日	令和5年9月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	IIしきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和4年9月1日	令和5年9月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない